

久留米市コミュニティ審議会 第8回会議

平成24年10月23日(火) 14:00～
久留米市庁舎305会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第7回審議会について

①会議録(案)について……………P 1

②会議録要旨(案)について……………P 10

(2) 住民の参加促進について [2-(3)]

①答申骨子(案)について……………P 13

4 その他

5 閉会

3 議事

(2) 住民の参加促進について [2-(3)]

①答申骨子（案）について

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(3) 住民の参加促進について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、校区まつりやスポーツ大会等の実施を通して、住民同士が親睦を深め、顔見知りになる機会を創出するとともに、校区コミュニティセンターを拠点に、生涯学習活動を通じて教育文化の向上に努めている。

校区コミュニティセンターにおいて、イベント行事やサークル活動は活発に行われているが、校区の課題解決のための「まちづくり」活動の取組みに十分な参加が得られていない場合がある。

そこで、校区コミュニティ組織は、事業を実施する中で、幅広い校区住民へ参加を広げるとともに、意思決定過程への女性の参画を促進し、その構成団体である自治会や各種住民団体とともに、組織運営や校区の課題解決のための活動に必要な役員や担い手の育成に努める必要がある。

なお、「久留米市市民活動を進める条例」では、地域コミュニティ活動への参画、参加及び協力や、校区コミュニティ組織の基盤である自治会への加入を市民の努力義務として規定するとともに、多くの市民が主体的に加入できるような開かれた運営を地域コミュニティ組織の努力義務として規定している。

【答申骨子（案）】

○幅広い校区住民の参加・参画促進

校区コミュニティ組織は、校区住民からの会費と市の補助金を主な財源として、校区住民に対して一定の責任を有しながら、生活に身近な社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための公共的活動を行う組織である。

校区コミュニティ組織は、その責任を果たすため、事業活動の趣旨目的などに限らず、意思決定過程や予算、決算の状況などについて、より多くの校区住民にわかりやすく説明を行い、その活動の重要性が理解されるよう努めなければならない。

また、より幅広い世代が参加・参画できるよう、主催事業内容や開催時間を工夫するなど、校区まちづくり活動に積極的に参加したくなるような、より魅力的な運営と活動を行っていく必要がある。

さらに、組織の運営や活動の担い手として、より多くの住民が参画できるよう、規則の見直しや運営方法の工夫をしながら、後継者などの人材育成につながるよう努めなければならない。

あわせて、平素から校区住民の意向や意識の把握や、校区における多様な活動に関する情報収集を行い、特に女性や若い世代の参画が得られるよう努める必要がある。

○参加・参画促進に向けた支援

市は、校区コミュニティ組織との協働により、より多くの幅広い住民が参加・参画するような運営を行うための指針となる手引書を作成するなど、校区コミュニティ組織に必要な運営や活動のあり方などの適切な情報提供や助言を行われたい。

さらに、市は、自治会加入促進に向けて、行政組織内において自治会活動の重要性や自治会加入の必要性を認識させるとともに、校区コミュニティ組織や自治会と連携を図り活動の魅力を多くの住民へ情報発信するなど、自治会加入の支援に取り組まれたい。